

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価制度について

参考1

リスク評価対象物質の選定

重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定物質は、**有害物ばく露作業報告**(安衛則第95条の6)により(取扱量:500kg以上の)事業場数、作業実態等の報告が義務付けられる。

有害物ばく露作業報告(国)

国によるリスク評価

ばく露実態調査(国)

高いリスクが推定される事業場で、物質用途、作業実態の把握、**個人ばく露測定**等を実施。

有害性情報の収集(国)

主要検索サイト及び評価機関の評価資料等から、対象物質の物性、**有害性の情報**を収集。

ばく露評価

個人ばく露測定結果等から**ばく露濃度値**、**ばく露実態**を算定。

有害性評価

有害性情報をもとに有害性評価を行い、**評価値(ばく露限界値)**を設定。

リスク評価

ばく露濃度値と評価値を比較し、**リスクを判定**。

また、問題となるリスクが確認された場合には、その要因を**分析**。

この結果を踏まえ、**健康障害防止対策の必要性を判断**。

健康障害防止対策の決定

対策が必要と判断された物質については、リスク評価結果をもとに、最適な**健康障害防止措置**(措置例は下図のとおり)を検討するとともに、右措置の**規制化の要否**、措置導入に際し必要な**技術指針**等の検討をおこない、オーダーメイドの対策を決定する。

措置例 作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等

労働安全衛生法施行令及び 特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要

改正の趣旨

国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」において、検討会にて取りまとめられた内容等を踏まえ、規制が必要とされた物質について、必要な改正を行うものである。

改正の内容

次の4物質を措置対象として追加。主要な措置は下記のとおり。

	①酸化プロピレン及び③1・1-ジメチルヒドラジン	②1・4-ジクロロ-2-ブテン	④1・3-プロパンスルトン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 特定化学物質に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業主任者の選任 ➢ 作業環境測定の実施 ➢ 特殊健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定第2類物質に指定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発散抑制措置 ➢ 特定化学設備に係る漏えい防止措置 ◆ 酸化プロピレンに係る適用除外作業を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 設備からの試料採取、設備の保守点検作業について措置を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発散抑制措置 ➢ 作業場に「名称」、「人体に及ぼす影響」等を掲示 ➢ 従事する労働者の作業記録を保存 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 接触による経皮ばく露防止措置を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造、取扱い設備の密閉化 ➢ 設備の漏えい防止等措置 ➢ 保護眼鏡、保護衣等の使用 ➢ 作業場に「名称」、「人体に及ぼす影響」等を掲示 ➢ 従事する労働者の作業記録を保存
安衛則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学設備、局所排気装置の設置届 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 局所排気装置の設置届 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造・取扱い設備の設置届

公布期日等

平成23年1月上旬公布(予定)、平成23年4月1日施行
 ※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。